

協会けんぽ OSAKA

生活習慣病予防健診をご利用でない 事業所様へのお願い

事業者健診(定期健康診断)の結果について

高齢者の医療の確保に関する法律第27条の規定により、協会けんぽから健診結果の提出を求められた場合、その提出が義務付けられています。

健診結果提供の対象者

40歳～74歳の協会けんぽ大阪支部の被保険者

健診結果提供の流れ

- 1 健診結果提供の**同意書**を協会けんぽ大阪支部にご提出ください。
- 2 **同意書**にご記入いただいた健診機関から協会けんぽ大阪支部へ健診結果データが提供されます。
- 3 健診結果に基づき、特定保健指導の対象となった方には、ご案内いたします。



事業主の
皆さま

会社

健診機関からのデータ提供が困難な際は、事業所様から健診結果(紙)のコピーをご提供いただく場合があります。

① 同意書

協会けんぽ
大阪支部

③ 特定保健指導の
ご案内

定期健康診断

健診機関

② データ提供

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300 (自動音声案内)

おかけ間違いにご注意ください

受付時間 8:30～17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に、ご自身の医療費について確認していただくため、年に1回、「医療費のお知らせ」をお送りしています。

送付時期

令和6年1月下旬

送付先

事業所様あて ※任意継続加入の方は被保険者自宅

対象期間

主に令和4年10月から令和5年8月診療分

事業所担当者様へのお願い

従業員の皆様の「医療費のお知らせ」が届きましたら、**開封せずに**配布をお願いいたします。

※すでに退職された方の「医療費のお知らせ」については、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送をお願いいたします。



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

ただし、令和5年9月から12月の診療分については、医療機関等の領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。

なお、確定申告（医療費控除の申告）の詳細については、国税庁のホームページまたは管轄の税務署にお問い合わせください。

「被扶養者状況リスト」の提出期限は 令和5年12月8日です

締切
厳守!

「被扶養者状況リスト」は、令和5年10月25日から令和5年11月13日にかけて、順次お送りしております。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけではなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、**必ず期限までにご提出いただくようお願いいたします。**

確認結果	提出するもの
解除となる被扶養者が <u>いない</u> 場合	●被扶養者状況リスト（別居や海外在住の場合、他に添付書類が必要です。*） ※解除となる被扶養者がいない場合でも、必ず提出してください。
解除となる被扶養者が <u>いる</u> 場合	●被扶養者状況リスト ●被扶養者調書兼異動届 ●保険証

*詳しくは、被扶養者状況リストに同封のリーフレットをご確認ください。

ご提出時の注意点

- 「被扶養者状況リスト」に同封しております、**扶養再確認専用の返信用封筒**にてご提出ください。
※なお、再確認業務に関係しない書類（傷病手当金支給申請書等）は同封しないでください。（申請書の審査が遅れる原因となります。）
- 被扶養者調書兼異動届につきましては、扶養解除の通知書の発送まで1～2か月程度お時間をいただいております。
通知書をお急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を日本年金機構事務センターに直接ご提出ください。